せいかっほご生活保護のしおり

せいかっほご しんせい こくみん けんり 生活保護の申請は国民の権利です。 せいかっほご ひっょう かのうせい 生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。



さいたま市 PR キャラクター

この「生活保護のしおり」は、生活保護制度の目的や内容などを分かりやすく説明するために、簡潔にまとめたものです。

生活保護制度をもれなく記載したものではなく、制度は変わる場合もありますので、ここに書かれていないことや、分からないことは遠慮なくお

もくじ **目次**

1	生活保護制度について	• • • 1
2	せいかっほ ごりょう なが 生活保護利用きでの流れ	2
3	せいかつ ほ ご ちょうさ 生活保護の調査について	4
4	ょう ほごり 支給される保護費について	9
5	せいかっほ さ しゅるい 生活保護の種類について	10
6	せいかっほ ご りょう かた けんり ぎょう 生活保護を利用する方の権利と義務について	14
7	HABA HABS BAU: せいと 減免(減額・免除)制度について	16
8	ほご ひ へんかん 保護費の返還について	17
9	ち く たんとういん 地区担当員(ケースワーカー)について	18
1 (みんせいい いん の 民生委員について	18
1	せいかつこんきゅうしゃ じりっし えんせい と 1 生活困 窮者自立支援制度について	19



せいかっほ ごせいど 1 生活保護制度について

この制度は生活保護法(以下「法」という。)に基づいて行われ、一定の要件を満たす限り、すべてのこくみん びょうどう う 国民が平等に受けることができます。これは、国民の生存権の保障を規定した憲法第25条の理念に基づくものです。

にっぽんこくけんぽうだいに じゅう ごじょう

日本国憲法第二十五 条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

※自立とは

大きく分けて「3つの首立」に向け、利用者に合わせた支援を行います。

にちじょうせいかつじりつ

〇日 常生活自立

しんしん けんこう かいふく い じ じぶん じぶん せいかつ けんこうかんり まこな にちじょうせいかつ じりつ 心身の健康を回復・維持し、自分で自分の生活や健康管理を行うなど、日 常生活における自立を め ざ 目指します。

しゃかいせいかつじりつ

〇社会生活自立

しゃかいてき かいふく いじ ちいきしゃかい いちいん じゅうじつ せいかつ おく しゃかいせいかつ 社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送れるよう社会生活 じゅっ ゅ ざ の自立を目指します。

けいざいてきじりつ

〇経済的自立

しゅうしょく けいざいてきじりっ め ざ 就 職 などにより、自身の 収 入 で生活を送ることができるよう経済的自立を目指します。



2 生活保護利用までの流れ

生いかつ こま さい ふくしじむしょ くやくしょ ふくしか そうだん 生活にお困りの際は、福祉事務所(区役所の福祉課)にご相談ください。 ふくしじむしょ せいかつほご りょう あんない ふく そうだんしゃ もんだいかいしょう きょうりょく 福祉事務所では、生活保護の利用の案内を含め、相談者の問題解消に協力いたします。 なお、生活保護の利用をご希望の場合は次の手続きが必要です。

1相談

せいかつ こま せいかつほこせいど りょう ばあい す ちい あくしじむしょ そうだん 生活保護制度を利用したい場合は、お住まいの地域の福祉事務所にご相談くださ そうだん じ せいかつじょうきょう しゅうにゅうじょうきょう しさんじょうきょう しんぞく こうりゅうじょうきょうとう い。ご相談時には、生活 状 況 や 収 入 状 況、資産 状 況、ご親族との交 流 状 況 等をお伺い せいかつほこ せいと しながら、生活保護の制度について説明いたします。

そうだん けっか せいかつほ ご りょう ひつよう かんが しんせい ご相談の結果、生活保護の利用が必要とお考えのときには申請をしてくだ

さい。

しんしん じょうきょう ふくしじむしょ らいしょ こんなん ばあい 心身の状況から福祉事務所への来所が困難な場合につきましては、お せつめい ほうもんとう おこな きがる そうだん 電話による説明や、訪問等も行っておりますのでお気軽にご相談ください。



2申請

せいかっほ こ りょう ほんにん いし しんせい ひつよう せいかっ ほこ しんせい しんせい いし 生活保護の利用には、本人の意思で申請する必要があります。生活保護の申請は、申請意思があればど なたでも申請することができます。

せいかっほ こ しんせい ほこしんせいしょ ひっようじこう きにゅう ていしゅっ さい せいかっ ほこ と 生活保護の申請は、保護申請書に必要事項をご記入のうえ提出していただきます。その際、生活保護 けってい ひっよう しょるい しゅうにゅうじょうきょう しんこくしょ しさんじょうきょう しんこくしょ ちょうさ かか どういしょとう ていしゅつ の決定に必要な書類として、収入状況の申告書、資産状況の申告書、調査に係る同意書等の提出を ねが お願いしております。

また、何らかの事情によりご本人が申請できない場合は、同居の親族などが代理で申請することもできます。

なお、事故等で入院している場合で、申請意思を示せない方等、窮迫した状況 かた いまるましては、福祉事務所の判断(職権)で生活保護を開始することが あります。



5ょうさ 3調査

しんせい けんそく しゅうかんいない ちくたんとういん けっすわっかっ かていほうもん おこな かていほうもん 申請すると、原則として1週間以内に地区担当員(ケースワーカー)が家庭訪問を行います。家庭訪問せいかつじょうきょう しゅうにゅうじょうきょう しさんじょうきょう しんぞく こうりゅうじょうきょうとう せいかつほご りょうでは、生活状況や収入状況、資産状況、親族との交流状況等、生活保護が利用できるかどうかょうけん ちょうさ 要件を調査します。

くたいてき ちょうさないよう せいかつ ほ こ ちょうさ ペー じ かくにん 具体的な調査内容につきましては「3 生活保護の調査について」(4ページ)をご確認ください。



4決定

りょうさ しゅうりょうこ せいかつほこせいと りょう おこな しんさ おこな しんさ けっか 調査の終了後、生活保護制度を利用できるかどうか審査を行います。審査の結果につきましては、申請 した日から原則として14日以内(特別な事情により調査に時間を要する場合には、最長で30日以内) しょめん つうち に書面で通知します。

せいかつ ほ こ せいと けってい かいし きゃっか せいかって 生活保護制度の決定については、「開始」と「却下」があります。この決定に関して疑問がある場合は、 しん させいきゅう 審査請 求することができます。



っき がいとう かた げんそく せいかっほ ご う ※次に該当する方は、原則として生活保護を受けられません。

ほうりょくだんいん 暴力団員

暴力団員は、集団的に又は常習的に暴力団活動に従事することにより違法・不当な収入を得て 暴力団員は、集団的に又は常習的に暴力団活動に従事することにより違法・不当な収入を得て かんが はいかっほこ しんせい けんそく きゃっか いると考えられることから、保護の要件を満たさないものとして、生活保護の申請を原則として却下 します。また、保護受給中に、被保護者が暴力団員であることが判明した場合には、原則として保護 を廃止します。

ねんきんたん ぼかしつけりようしゃ

2 年金担保貸付利用者

かこ ねんきんたんぽかしつけ りょう せいかつほ こ じゅきゅう かた せいかつほ こはいして きいと 過去に年金担保貸付を利用しながら生活保護を受給していたことのある方が生活保護廃止後、再度 かりいれ はあい せいかつほ こ しんせい げんそく ほこ てきょう 借入した場合は、生活保護を申請しても原則として保護は適用されません。

せいかつほこせいと りょう あ せいかつほこほうだい じょう ほそくせい げんり もと りょう う 生活保護制度を利用するに当たっては、生活保護法第4条の「補足性の原理」に基づき、利用し得る はもん のうりょく ほか はいかつ い じ かつよう ようけん 資産、能力その他あらゆるものを生活の維持のために活用することを要件としております。

せいかつほ こ しんせい う ふくしじむしょ ほんにん ちょうしゅ ほか ぎんこう せいめいほけんがいしゃ そのため、生活保護の申請を受けると福祉事務所は、ご本人からの聴 取の他、銀行や生命保険会社な しょんちょうさ いりょうきかんとう かどうのうりょく ちょうさ ふようぎむしゃ えんじょ ちょうさとう おこなどへの資産調査、医療機関等への稼働能力の調査、扶養義務者への援助の調査等を行います。

はさん かつよう 資産の活用

ちょうさ けっか よちょきん せいめいほけん とち かおく じどうしゃ こうか ききんぞく ばいきゃく かつよう 調査の結果、「預貯金」、「生命保険」、「土地・家屋」、「自動車」、「高価な貴金属」など、売却して活用がのう しきん ばかい しさん はいきゃく せいかつひ あ ひつよう が可能な資産がある場合、その資産を売却して生活費に充てる必要があります。

しかし、当該資産の中にも、次のように最低限度の生活維持のために活用されており、処分するよりも はゅう ほう せいかつい じおよ じりっ じょちょう こうか みと ばあい はいきゃく ほゆう 保有している方が生活維持及び自立の助 長に効果があると認められる場合は、売却せず保有できること あくしじむしょ そうだん もありますので、まずは福祉事務所にご相談ください。

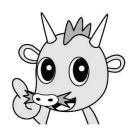
きょじゅうよう ふどうさん と 5 かまく (**居住用の不動産**(土地・家屋)

しさんか ち ひく げん きょじゅう とち かおく げんじつ せいかつい じ かつよう はあい 資産価値が低く、現に居住している土地・家屋など、現実に生活維持のために活用されている場合、 ほゅう みと ばあい その保有が認められる場合があります。

なお、保有が認められた土地・家屋であっても、高齢者のみの世帯で、所有する不動産に一定以上のから はあい ようほこせたいむ ふどうさんたんほがたせいかつしきん りばっすもっけっし かしつけせいと かつよう 価値がある場合は「要保護世帯向け不動産担保型生活資金(リバースモーゲージ)」という貸付制度を活用 ひつよう する必要があります。

まうほこせたい む ふどうさんたんほがたせいかつしきん りばっすもっけっじ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金(リバースモーゲージ)とは?

いっていいじょう しきんかち ゆう きょじゅうようふとうさん まんしょんなと じゅうごうじゅうたく 一定以上の資産価値を有する居住用不動産(マンション等の集合住宅 ふく しょゆう すっぱ きょう ようほご こうれいしゃせたい たいを含む)を所有し、住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対とうがいふとうさん たんほ せいかつひ かっせいとし、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける制度です。



せいめいほ けんとう

○生命保険等

せいめいほ けん いりょうほ けんとう き けんたいさく もくてき ちょちくせい な ほけん せいかつほ ごりようしゃ きゅうふたいしょう 生命保険、医療保険等のうち、危険対策を目的とした貯蓄性の無い保険(生活保護利用者が給付対 象) ほけんりょう きんがく しょうがく かいやくへんれいきん いっていがくい か ほけん かいやく ほゆう みと ばぁい で、保険料の金額が少額かつ、解約返戻金が一定額以下の保険は、解約せず保有が認められる場合があ ります。

がくしほけん

がくしほけん つぎ ょうけん み はあい まんきほけんきん いちじきんとう ふく また まんきまえ かいやくへんれいきん 学資保険が次の要件をすべて満たす場合、満期保険金(一時金等を含む)又は満期前の解約返戻金から ほこかいしじ かいやくへんれいきんそうとうがく へんかん ぜんてい ほゆう みと ばぁい 保護開始時の解約返戻金相当額を返還することを前提として、保有が認められる場合があります。

- がくしまけん たいしょう こ どういつせたい こうせいいん ひつよう さいいか とき まんきほけん 学資保険の対象となる子(同一世帯の構成員であることが必要)が 18歳以下である時に、満期保険 金を受け取るものであること
- まんきほけんきん いちじきんとう ふく しと せたいない こ しゅうがく よう ひょう あ もくてき 満期保険金(一時金等を含む)の使途が世帯内の子の就 学に要する費用に充てることを目的とした ものであること
- せたい かいやくへんれいきん がく 開始時点の 1世帯あたりの解約返戻金の額が 50万円以下であること



じどうしゃ おーとばい ○自動車・オートバイ(125ccを超える)

自動車及びオートバイ(125 c 以下のもので、一定の要件のもと保有が認められた場合を除く)は、その保有及び運転(他人名義の自動車を運転することも含む)が原則としてできません。
しかし、次のような場合で、自動車の処分価値が低く、世帯の自立の助長に効果があると認められる ばあい ほゆう 場合は保有できます。

- じどうしゃいがい つうきんほうほう まった 現に就労しており、自動車以外での通勤方法が全くないか、きわめて困難である場合
- おおむね6か月以内に就労により、保護からの自立が確実に見込まれる場合
- びょうき しょうがい かた つういん りょう ばあい こうきょうこうつうきかん りょう こんなん ばあい 病気や、障害のある方が通院に利用する場合で、公共交通機関の利用が困難な場合



レーレー い か おーとばい げんどうきつきじてんしゃ ○オートバイ(125 c c 以下)・原動機付自転車

総排気量125cc以下のオートバイ及び原動機付自転車については、資産価値が低く、次の要件をす べて満たすと認められる場合、保有できます。

- せいかつい じおよ じりつじょちょう こうか る方が生活維持及び自立助 長に効果があること。
- 保有しても当該地域との均衡を失しないこと。 じどうしゃそんがいばいしょうせきにんほ けんおよ にんい ほけん かにゅう
- 自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入していること。
- ほけんりょう ふく いしひ ねんしゅつ 保険料を含む維持費が捻出できること。

かどうのうりょく かつよう 稼働能 力の活用

りゅう はたら ちずか かた つういん ちりょう せんねん せいかつ あんてい ゆうせん 理由により 働くことが 難しい方は、通院・治療の専念や生活の安定などを優先します。

では、水 職 活動に当たって、さいたま市ではハローワークと同様に仕事探しができる「ジョブスポット」 りれきしょさくせいしえん しゅうしょくかつどう かん しえん おこな しゅうろうしえんいん かくくやくしょ はいち や履歴書作成支援や就 職活動に関する支援を行う「就労支援員」を各区役所に配置しておりますので ご活用ください。

MA

ふようぎむしゃ 扶養義務者からの援助

まや c きょうだいしまい みんぽう さだ ふょうぎむしゃ かのうせい たか かた ていど親、子ども、兄弟姉妹など、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方には、どの程度 ^{えんじょ う} 援助が受けられるかについて、調査を 行 います。

しんせいしゃ かた いちょうぎむしゃ かた かんけいせい いちょうぎ む りょう かのうせい そのために、まずは申請者の方から、扶養義務者の方との関係性や、扶養義務の履行の可能性について ました。 まこな ちょうき む りこう きたい ちょうき ししょう はあい そうだん 聞き取りを 行 いますので、扶養義務の履行が期待できないときや、調査に支障がある場合にはご相談く ださい。

《扶養義務の履行が期待できないと判断される例》

- あょうぎむしゃ ほこりょうしゃ しせつにゅうしょしゃ ちょうきにゅういんかんじゃ しゅ せいけいい じしゃ ひかどうしゃ ・扶養義務者が保護利用者、施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者(いわゆ せんぎょうしゅふ しゅふなど みせいねんしゃ さいいじょう こうれいしゃ はあいる 専業主婦・主夫等)、未成年者、おおむね 70 歳以上の高齢者である場合 ばあい
- とくべつ じじょう あき ふょう ばあい ふょうぎむしゃ しゃっきん かき そうぞく たいりっ 特別な事情があり明らかに扶養ができない場合 (扶養義務者に借金を重ねている、相続をめぐり対立 している、音信不通 (例えば 10年程度) であるなど交流が断絶している等)

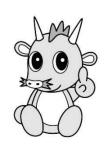
たほうたしさく かつよう 他法他施策の活用

生いかつほこせいといがい せいと ねんきん じとうてあて じとうふょうてあてとうかくしゅてあて いりょうじょせいせいと しゃかいほしょうせいと 生活保護制度以外の制度(年金、児童手当、児童扶養手当等各種手当、医療助成制度、社会保障制度なかつよう はあい せいかつほこせいと ゆうせん かつよう ひつよう ど)が活用できる場合は、生活保護制度に優先して活用いただく必要があります。

かつようかのう たほう た しさく つぎ 活用可能な他法他施策につきましては次のようなものがあります。

せいかつほごせいといかい せいと at せいと れいじ 生活保護制度以外の制度(主な制度を例示したものです。)

せいど しゅるい 制度の種類	ない よう 内 容
ねんきんせいと こくみんねんきん こうせい 年金制度(国民年金・厚生 ねんきん きょうさいねんきん きぎょう 年金・共済年金・企業 ねんきん 年金)	ろうれいきゅうふ しょうがいきゅうふ いそくきゅうふ 老齢給付、障害給付、遺族給付 はあい きぎょうねんきん じゅきゅう ばあい ※年金受給権がない場合でも、企業年金を受給できる場合 だったいいち じきん じゅきゅう ばあい や脱退一時金を受給できる場合があります。
かくしゅてあて各種手当	じどうてあて じどうふょうてあて とくべつじどうふょうてあて とくべつしょうがいしゃ 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者であて しょうがいじふくしてあて じゅうとようかいご手当、障害児福祉手当、心身障害者福祉手当、重度要介護こうれいしゃてあて とう 高齢者手当 等
いりょうほけん 医療保険	まんむさき けんこうほけん 勤務先の健康保険
しょうがいしゃそうごうしえんほう 障害者総合支援法に もと じりつしえんきゅうふ 基づく自立支援給付	かいてきゅうふ くんれんとうきゅうふ じりっしえんいりょう せいしんつういんいりょう こうせい介護給付、訓練等給付、自立支援医療(精神通院医療、更生いりょう いくせいいりょう 医療、育成医療)
_{こょうほけん} 雇用保険	しつぎょうとうきゅうぶ 失業等給付
ろうさいほけん 労災保険	りょうよう ほしょう きゅうふ きゅうぎょう ほしょう きゅうふ とう 療養(補償)給付、休業(補償)給付 等
まゆうしょくしゃしえんせいと 求職者支援制度	しょくぎょうくんれんじゅこうきゅうふきん 職業訓練受講給付金



せいかつほご ようひはんてい 生活保護の要否判定

ちょうさ しゅうりょうご せいかつほ こせいと りょう しんさ おこな ようひはんてい い 調査の終了後、生活保護制度を利用できるかどうか審査を行います。これを「要否判定」と言います。 くに さだ さいていせいかつひ せたいしゅうにゅう ひかく 「要否判定」では国の定めた「最低生活費」と「世帯収入」とを比較します。

はんてい けっか れい せたいしゅうにゅう さいていせいかっひ したまわ ばあい せいかっほ こ りょうかのう ふそく 判定の結果、(例1)のように世帯収入が最低生活費を下回る場合は生活保護が利用可能となり、不足せいかっひ しきゅう れい せたいしゅうにゅう さいていせいかっひ うわまわ ばあい せいかっほ こ りょう する生活費が支給されます。(例2)のように世帯収入が最低生活費を上回る場合は生活保護の利用ができません。

せいていせいかつひ

せたい く じったい ねんれい にんすう けんこうじょうたい す ちいき その世帯の暮らしの実態(年齢、人数、健康状態、住んでいる地域など)をもとに、国で決めた基準により計算した「生活費」、「住宅費」、「医療費」等を合算しまんしゅつ けっぷん せいかつひ つき か ばぁい 算出した 1 か月分の生活費で、月によって変わる場合があります。

世帯収入

はたら え しゅうにゅう ねんきん てあて ほか せいと しきゅう きんせん おや 働 いて得た 収 入、年金・手当など他の制度などにより支給される金銭、親やきょうだいしまい しおく えんじょ しさん かっ え しゅうにゅう 兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た 収 入 など、せたいぜんいん しゅうにゅう ごうけい 世帯全員の収入を合計したものです。

れい せいかつほ こ りょう ばあい (例1)生活保護が利用できる場合

_{さいていせいかつひ} 最 低生活費				
世帯収入	ふぞく せいかつ ひ 不足する生活費			

ほごひ

れい せいかつほ こ りょう ばあい (例2)生活保護が利用できない場合

きいていせいかつひ 最低生活費 せたいしゅうにゅう 世帯収入



く保護費を支給する日>

ほどり つきたんい けいさん まいつきいつか つき けつぶん しきゅう いっか と にち 保護費は、月単位で計算し、毎月5日にその月の1か月分を支給します。ただし、5日が土・日・ しゅくじつ ぱぁい まえ へいじつ 祝日の場合は、その前の平日になります。

ほごひ 支給される保護費について

せいかっ ほ こ せ い と てきはい しんこく おこな しゅうにゅう たい かくしゅこうじょ てきよう しゅうにゅう 生活保護制度においては、適正に申告が行われた収入に対し、各種控除を適用したり収入として とりあつか 認定しない取扱いができることがあります。

こうじょ そうしゅうにゅうがく いってい きんがく さ ひ しゅうにゅう こうじょ きんがくぶん てもと のこ 控除とは、総 収 入額から一定の金額を差し引くものです。収 入のうち控除された金額分は手元に残 かくしゅこうじょ ることとなります。各種控除には次のようなものがあります。

しゅうろうしゅうにゅう たい こうじょ

〇就 労 収 入 に対する控除

き そこうじょ ①基礎控除

さいみまん もの しゅうろうしゅうにゅう え ばあい きそこうじょ くわ いってい きんがく 20歳未満の者が就労収入を得た場合に、基礎控除に加え一定の金額を さいみ まんこうじょ

②20歳未満控除

こうじょ たんしんしゃ はいぐうしゃ ばぁいなど こうじょ てきょう ばぁい はあい 控除します。(単身者や、配偶者がいる場合等、控除が適用できない場合もあり

ます。)

しゃがいほけんりょう けんこうほけん こうせいねんきん こょうほけんとう しょとくぜい つうきんこうつうひとう こうじょ 社会保険料(健康保険、厚生年金、雇用保険等)、所得税、通勤交通費等を控除 ひつようけ い ひ ③必要経費

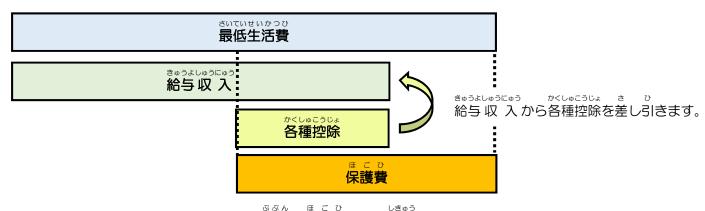
します。

こうこうせい あるばいとしゅうにゅう

〇高校生のアルバイト 収 入

こうこうせい あるばいとしゅうにゅう しりつこうこう じゅぎょうりょう ふそくぶん しゅうがくりょこうひ がくしゅうじゅくひとう 高校生のアルバイト収入からは、私立高校における授業料の不足分、修学旅行費、学習塾費等、 しゅうがく ひつよう ひょう ふくしじむしょ みと ばぁい ぶん しゅうにゅう にんてい とりあつか はっかく 以 学に必要な費用として福祉事務所が認める場合、その分を収入として認定しない取扱いができます。 しどうしゃうんてんめんきょとう しゅうろう ひつよう しかく しゅとくひょう だいがく せんもんがっこう しゅうがく ひつよう また、自動車運転免許等の就労に必要な資格の取得費用や、大学、専門学校に就学するために必要なうがくりょうとう しゅうろう そうき ほこだっきゃく し けいひ みと ばあい しゅうにゅう にんてい にゅうがくりょうとう しゅうろう そうき ほ こだっきゃく し けいひ みと ばあい しゅうにゅう にんてい 入 学 料等についても就 労や早期の保護 脱 却に資する経費として認められた場合、 収 入 として認定し じぜん ふくしじむしょ そうだん ない取扱いができますので、事前に福祉事務所にご相談ください。

しゅうろうしゅうにゅう ばあい ほごひ けいさんもでる ○就労収入がある場合の保護費の計算モデル



この部分が保護費として支給されます。

せいかつ ほ ご しゅるい

生活保護の種類について

せいかつほ ご りょう かいし かた せいかつじょう ひつよう おう つぎ かか ふじょ う 生活保護の利用が開始となった方は、生 活 上の必要に応じて、次に掲げる扶助を受けられます。

世にかつふじょ

5

まいにち せいかつ ひつよう しょくひ こうねつすいひ ひょう せたい にんすう せたいいん ねんれい さんしゅつ 毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。世帯の人数や世帯員の年齢により算出され せたい じょうきょう おう ほしかさん じとうよういくかさん しょうがいしゃかさん かくしゅかさん ます。また、世帯の状況に応じて、母子加算、児童養育加算、障害者加算といった各種加算があ せいかつふ じょ げんそく きんせんきゅうふ おこな ります。生活扶助は原則として金銭給付で行われます。

②住宅扶助

でする。 ちだい じゅうたく しゅうりひ ひょう きだ げんとがくいない しきゅう 家賃、地代または住宅の修理費などの費用が定められた限度額以内で支給されます。 しゅうたくふ じょ げんそく きんせんきゅうふ おこな ふくしじむ しょ やちんとう ちょくせつのうふ だいり 住宅扶助は原則として金銭給付で行われます。また、福祉事務所が家賃等を直接納付する代理 ぬうふせいと 納付制度もあります。

きょういくふじょ 3教育扶助

ぎ むきょういく う あ ひつよう がくようひんだい きゅうしょくひ く ら ぶかっとうひなど ひょう しきゅう 義務教育を受けるに当たり必要な学用品代、給食費、クラブ活動費等の費用が支給されます。 きょういくふ じょ げんそく きんせんきゅうふ おこな 教育扶助は原則として金銭給付で行われます。

いりょうふじょ

びょうき けが はあい いりょう ひっよう ひょう いりょうふじょ げんぞく げんぶつきゅうふ おこな 病気やケガなどをした場合の医療に必要な費用です。医療扶助は原則として現物給付で 行われる ほけんてきょうない じょ ふたん はっせい ちりょうざいりょう せじゅつとうしきゅうだいしょう ため、保険適用内であれば自己負担は発生しません。治療材料や、施術等支給対象となるものも いりょうきかん かくにん あるため、「医療機関にかかるとき」(13ページ)をご確認ください。

⑤介護扶助

がいてにんてい う かた かいてき - ひ す う きい ひつよう ひょう しきゅう いりょうふじょ 介護認定を受けている方が介護サービスを受ける際に必要な費用が支給されます。医療扶助と じょうまう げんそく げんぶつきゅうふ しきゅう じょうたん はっせい しゅうたくかいしゅう ふくし 同様に、原則として現物給付での支給となりますので自己負担は発生しません。住宅改修や福祉ようくとう しきゅうたいしょう りょう きぼう きい ふくしじむしょ そうだん 用具等も支給対象となっているため利用を希望する際は福祉事務所にご相談ください。

しゅっさんふじょ **⑥出産扶助**

しゅっさん ひつよう ひょう げんとがくいない しきゅう 出産に必要な費用が限度額以内で支給されます。

世いぎょうふじょ

こうとうがっこう しゅうがく ひっよう ひょう しゅうしょく ひっよう きゅう しかく しゅうとく 高等学校に就学するために必要な費用や、就職するために必要となる技能・資格の習得にか ひょう しゅうしょく む したく ひょう しきゅう かる費用、就職決定後、就職に向けた支度のための費用が支給されます。

そうさいふじょ **8葬祭扶助**

せまいいん な さい ひつよう そうぎひょうとう げんどがく はんいない しきゅう 世帯員が亡くなった際に必要となる葬儀費用等が限度額の範囲内で支給されます。

りんじてき ひよう 臨時的な費用

りんじてき ひよう ひつよう ひよう ぜんぶまた いちぶ しきゅう 次のように、臨時的な費用が必要なときはその費用の全部又は一部が支給される場合があります。 かなら じぜん たんとういん そうだん それぞれ条 件がありますので、 必 ず事前に担当員にご相談ください。

りんじてき ひょう しきゅう あ おお ばあい じぜん そうだん みつもりしょ りょうしゅうしょ ひつよう ※臨時的な費用の支給に当たっては、多くの場合、事前の相談と見積書や領収書が必要となりますので ご注意ください。

りんじてき ひよう れい (臨時的な費用の例)

けいやくこうしんりょう - **±π** ルレー

- ○更新料・・・アパートや借家の契約更新時に、契約更新料が必要なとき
- ひふくひ ふとんだい ほこかいしじ ちょうきにゅういん にゅうしょ こ たいいん たいしょ さい げん しょう ひふく ○被服費、布団代・・・保護開始時や長期入院(入所)後、退院(退所)した際に現に使用する被服・ 布団がないとき
- にゅういんちゅう 〇おむつ代・・・入院中などにおむつが必要なとき
- そうとう りゆう てんきょひよう てんきょ
- ○転居費用・・・相当な理由があって転居が必要なとき
- いそうひ つういん つうしょ こうつうひ ひつよう ひっょうさいていげんど がく つういん しょうめい ひつよう 〇移送費・・・通院や通所に交通費が必要なとき(必要最低限度の額。通院などの証 明が必要です)
- かくじゅうきひ すいじょうく しょっき だんぼうき く れいぼうき くとう さいていせいかつ ひつよう かくじゅうき ほご 〇家具什器費・・・炊事用具、食器、暖房器具、冷房器具等、最低生活に必要な家具什器について、保護

かいし じ ちょうきにゅういん にゅうしょ こ たいいん たいしょ さい も ぁ ぱぁい てんきょ 開始時や長期入院(入所)後、退院(退所)した際に持ち合わせがない場合や、転居 じ せっぴそうい さいがい そうしつとう こうにゅう ひょう ひっよう さいがいとう りゅう 時の設備相違、災害による喪失等により購入する費用が必要なとき(災害等を理由と しきゅうたいしょうがい

しない家具の故障については支給対象外です)

しゅうろうじ り つきゅうふきん 就 勞 自立給付金

あんてい しょくぎょう っ など ほ こ ひつよう せたい だい だい せいかつ ほ こ は い し こ 安定した 職 業 に就いたこと等により、保護を必要としなくなった世帯に対して、生活保護廃止後に、 ゅうろうじ り つきゅうふきん しきゅう せいど 就労自立給付金を支給する制度です。

支給の要件

次のいずれかの事由に該当することにより、あなたの世帯が保護を必要としなくなったと福祉 ばあい 事務所が認めた場合

さいていげんど せいかつ せたいいん あんてい しょくぎょう げついじょうこょう ひ まっていげんど せいかっ ひ世帯員が、安定した職業(おおむね6か月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活 げついじょうこよう ひつよう しゅうにゅう みと いか おな を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものをいう。以下において同じ。) に就いたとき。

せたいいん じぎょう げついじょうとうがいせ たい さいていげんど せいかつ ○世帯員が事業を開始し、おおむね6か月以上当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な 収入を得ることができると認められるとき。

〇就 労による 収 入 を得ている世帯において、就 労 収 入 が増加することにより、おおむね6か月 いじょうとうがいせたい さいていけんど せいかっ い じ 以上当該世帯が最低限度の生活を維持することができると認められるとき。

しゅうろう しゅうにゅう え いがい しゅうにゅう え せたい とうがいせたい ぞく O就 労による収入を得ておらず、それ以外の収入を得ている世帯において、当該世帯に属する せたいいん しょくぎょう あんてい しょくぎょう のぞ つ しゅうろうしゅうにゅう え 世帯員が職業(安定した職業を除く。)に就き、就労収入を得ることにより、おおむね6か月 いしょうとうがいせたい さいていけんど せいかつ いじ みと 以上当該世帯が最低限度の生活を維持することができると認められるとき。

きゅうふきん しきゅうほうほう さんていほうほう

2 給付金の支給方法・算定方法

しんせい もと ほこはいしづき きさん まえ げつかん しゅうにゅうじゅうとうがく しゅうろうしゅうにゅう きんろうこうじょ ひつよう 申請に基づき、保護廃止月から起算して前6か月間の収入充当額(就労収入から勤労控除・必要けいひとう こうじょ がく さいていきゅうふがく たんしんせたい まんえん ふくすうせたい まんえん 経費等を控除した額)に10%を乗じた額を最低給付額(単身世帯では2万円、複数世帯では3万円) こうわの せたい たんい いっかつ しきゅう に上乗せし、世帯を単位として、一括して支給します。

きゅうふきん じょうげん る 給付金の上限

たんしんせたい ばぁぃ まんえん せたいいん ふくすう せたい ばぁぃ まんえん 単身世帯の場合10万円、世帯員が複数いる世帯の場合15万円までです。



しんがくじゅんびきゅうふきん 進学準備給付金

こ だいがくとう しんがく しぇん はか もくてき だいがくとう しんがく かた たい しんがく さい 子どもの大学等への進学の支援を図ることを目的として、大学等に進学する方に対して、進学の際の しんせいかった ま ひょう しんがくじゅんびきゅうふきん しきゅう せいと 新生活立ち上げの費用として進学準備給付金を支給する制度です。

しきゅうたいしょうしゃ

1 支給対象者

こうこうとう そつぎょう だいがくとう しんがく かた たいしょう 高校等を卒業して大学等に進学する方が対象です。

たいしょう しんがくさき **2 対象となる進学先**

だいがく たんだい せんしゅうがっこうせんもんかてい せんもんがっこう 大学、短大、専修学校専門課程(いわゆる専門学校)、しょくぎょうのうりょくかいはつだいがっこう せんもんかてい すいさんだいがっこう かいしょうぎじゅつだいがっこう 職業能力開発大学校の専門課程、水産大学校、海上技術大学校 こくりつかん ごだいがっこう ほかようけん み かくしゅがっこうとう だいしょう 国立看護大学校、その他要件を満たす各種学校等が対象です。



しきゅうがく **3 支給額**

Cháts さい まんえん げんざい じたく つうがく さい まんえん 進学のために転居する際は30万円、現在の自宅から通学する際は10万円です。

医療機関にかかるとき

せいかつほこせいと かいし こくみんけんこうほけんしょう こうれいじゅぎゅうしゃしょう ふく こうきこうれいしゃいりょう ひ ほけんしゃ 生活保護制度が開始されると、国民健康保険証(高齢受給者証を含む)や後期高齢者医療被保険者 しょう つか しんしんしょうがいしゃいりょう こそだ しえんいりょう 証 は使えなくなります。また、国民健康保険と一緒に使っている心身障害者医療・子育て支援医療・ ひとり親家族等医療の受給者証も使えなくなります。

そのため、医療機関にかかるときは、「医療券」が必要となりますので、福祉事務所に申請に来てく にさい。原則として、法による指定医療機関のみ受診できます。 医療券は、月単位で医療機関でとに で付されます。 月が変わって受診するときは、新たに高数がは、 かいようけん ひつよう でけるれます。 月が変わって受診するときは、 新たに高数がは、 アンよう ないりょうけん ひつよう

また、調剤薬局を利用する場合には、同様に「調剤券」が必要となります。 なんらかの理由で医療券や調剤券を使用しなかった場合には、福祉事務所に返却してください。

○急病等により医療券等を取りに来られない場合

ばあい じゅきゅうしょう 急病などで休日・夜間に受診しなければならない場合には、生活保護の「受給証」を医療機関に さい。

ちりょうざいりょう きゅうふ ○治療材料の給付が必要な場合

医師の意見書や「治療材料券」、「施術券」が必要となりますので、治療材料の購入や、施術を受ける ち く たんとういん 前に地区担当員へご相談ください。

かにゅう ○社会保険に加入している場合

合でも医療券や調剤券は必要となります。また、保険証の資格を喪失したり、変更があった際は、速や かに福祉事務所へ届け出てください。

 O医療扶助で支給できないもの

 このういん じ さがくべっとだい
 ほけんがいしんりょう かか ひょう いりょうふじょ てきょう

 入院時の差額ベッド代など、保険外診療に係る費用には医療扶助の適用ができず、自己負担となり

 <u>ます。</u>

うはついやくひん

 O後発医薬品の使用について

 いし こうはついやくひん じょねりっく いやくひん しょう かのう はんだん ばあい こうはついやくひん 医師が後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用が可能であると判断した場合には、後発医薬品を

 原則として使用することになります。

できることでは、こうはついやくひん できょねりっく いゃくひん せんぱついゃくひん おな ゆうこうせいぶん おな きき め いゃくひん ※ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効き目をもつ医薬品の

かぎ いりょうほけん 生活保護に限らず、医療保険をはじめ、日本 全体で後発医薬品ができるだけ使われるように _{とりく} すす 取組みを進めています。



せいかつほご りょう かた けんり ぎ む 6 生活保護を利用する方の権利と義務について

せいかつほご りょう かた けんり まも 生活保護を利用する方の権利(守られていること)

tunon g こ tune のよう かた つぎ けんり ほしょう 生活保護制度を利用する方には、次のような権利が保障されています。

1 不利益変更の禁止(法第56条)



2 公課禁止(法第57条)

ほこきんびん たい ぜいきん か 保護金品に対して、税金を課せられることはありません。

 3
 差押の禁止(法第58条)

ぬくしじむしょ しきゅう ほ こきんびん う けんり さ ま 福祉事務所から支給された保護金品やこれを受ける権利を差し押さえられることはありません。

ふくしじむしょ けってい ふふく 4 福祉事務所の決定に不服があるとき

せいかつほど くに きだ ほどきじゅん へんこう せたい しゅうにゅう せたいじょうきょう へんか ほご ひ 生活保護では、国が定める保護基準の変更、世帯の収入や世帯状況の変化などにより、保護費の へんこう ほど ていし はいし変更や保護が停止・廃止になることがあります。

けっていないよう ぎもん はあいなど ち < たんとういん たずね 決定内容に疑問がある場合等は、地区担当員にお尋ねください。

ふくしじむしょ けってい ふふく ばぁい けってい し ひ よくじつ げっいない しんさ それでもなお、福祉事務所の決定に不服がある場合は、決定を知った日の翌日から3か月以内に審査 はいきゅう おこな ほうだい じょう 請求を行うことができます。(法第64条)

せいかつほご りょう かた ぎ む まも 生活保護を利用する方の義務(守っていただくこと)

生活保護を利用する方には、生活の維持や自立した生活を送れるようになるため、次のような義務があります。これらが守られない場合には、保護が変更されたり、停止又は廃止されることがあります。必ず守るようにしてください。

1 届出の義務(法第61条)

収入があった場合や世帯員の増減など、生活上の変化があった場合は、速やかに福祉事務所に届け出てください。

しゅうにゅうしんこく

(1) 収入申告について

つき かっぱっぱ かなら しゅうにゅうしんこく しゅうにゅうしんこくしょ ていしゅつ 次のような場合は、必ず収入申告(収入申告書の提出)をしてください。

- ○働いて給与を得たとき
- *毎月の給料のほか、賞与(ボーナス)や臨時的な手当なども含みます。
- がくせい あるばいと ふく せたいいんぜんいん しゅうにゅうしんこく ひつよう ※学生のアルバイトなども含め、世帯員全員の収入申告が必要です。
- ○仕事を探しているとき

きゅうしょくかつどうじょうきょうしんこくしょ まいつきていしゅつ

「求職活動状況申告書」も毎月提出してください。

てあて じゅきゅう じゅきゅうがく

- 〇年金や手当を受給しているとき、または受給額が変わったとき
- きぎょうねんきんとう しゅうにゅうしんこく ひつよう
- ※企業年金等も収入申告が必要です。
- た しゅうにゅう ○その他の収入があったとき

れい しおく せいめいほけんとう きゅうふきん ほしょうきん しょとくぜい じゅうみんぜい こくみんけんこうほけんぜいとう かんぷきん おんきゅう (例:仕送り、生命保険等の給付金、補償金、所得税・住民税・国民健康保険税等の還付金、恩給、 ばいきゃくきん いさんそうぞく

売却金、遺産相続など)

しゅうにゅう

〇収入がないとき

こうれい びょうきなど しゅうにゅう なに しゅうにゅうしんこくしょ ねん 高齢や病気等で収入が何もない方も、少なくとも年1回は「収入申告書」(収入がなかったと ないよう ていしゅつ いう内容)を提出してください。

しゅうにゅう しんこく ひつよう いちぶ ※記載したものは一部の例であり、あらゆる 収入 の申告が必要となります。

せいかつじょう へんか

生活上の変化の届出について

- しこと き きん むないよう カ きんむじょうけんひょう ていしゅつ たいしょく O仕事が決まったとき (勤務内容が分かる 「勤務条件表」を提出) や退職したとき
- しゃかいほ けん かにゅう
- ○社会保険に加入したとき(「保険証(写)」を提出)、または脱退したとき
- してと きが きゅうしょくかつどうじょうきょうしんこくしょ しゅうにゅうしんこくしょ ていしゅつ 〇仕事を探しているとき(「求職活動状況申告書」と「収入申告書」を提出)
- せたいいん にんずう か しゅっさん しほう てんにゅう てんしゅつ こせき じゅうみんひょう いとう 〇世帯員の人数が変わるとき (出産、死亡、転入、転出など)、また戸籍や住民票に異動があっ

たとき

しせつ にゅうしょ

- 〇入院や退院をするとき、また施設の入所や退所をするとき
- てちょう うつ ていしゅつ とき(手帳の写しを提出)
- 〇事故(交通事故、仕事中の事故など)にあったとき
- やちん ちんたいしゃくけいやく 〇アパートや借家の家賃が変わったとき、賃貸借契約を更新するとき(賃貸借契約書等を提出)
- いえ るす ○しばらく家を留守にするとき
- ほかせいかつじょうきょう か にゅうがく そつぎょう たいがく けっこん りこん りこん りこん りこん のその他生活 状 況 が変わったとき (入学、卒業、退学、結婚、離婚など) ほかせいかつじょうきょう

したが ぎむ ほうだい しじ 2 指導・指示に従う義務(法第62条)

せ た い せいかつじょうきょう おう てきせつ ほ ご 世帯の生活状況に応じて適切な保護を実施するために、福祉事務所が指導・指示をすることがあり ます。指導・指示を受けたときは、守ってください。指導・指示に 従 わない場合は、保護を受けられ なくなることがあります。

せいかつじょう ぎ む ほうだい 3 生活上の義務(法第60条)

はたら ひと のうりょく おう はたら みずか けんこう ほ じおよ そうしん つと しゅうにゅう ししゅつ ほかせいけい じょうきょう 働 ける人は能 力に応じて働き、自ら健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況

てきせつ はあく ししゅつ せつやく はか せいかつ い じ こうじょう っと を適切に把握し、支出の節約を図るなど、生活の維持・向上に努めなければなりません。

□ はたら ひと りゅう はたら のうりょく じゅうぶんかつよう はんだん ばぁぃ ひ 倒 ける人が理由なく 働 かないなど、その能 力が十分活用されていないと判断される場合には、 ぱあい ぶんしょし じ しどう はたら ち くたんとういん しごと さが 地区担当員が仕事を探すよう指導します。それでも 働かない場合は、文書指示などの手続きを経たう ほ ご ていはい し えで、保護が停廃止されることがあります。

- ○保護費は、支出の節約を図り、計画的に使ってください。

じょうと きんし ほうだい 4 譲渡の禁止(法第59条)

ほどう けんり たにん ゆす わた 保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。



げんめん げんがく めんじょ せいど

減免(減額・免除)制度について

せいかっほ こせいと りょう かた ぜいきん ほけんりょう すいどうりょうきん げんめんせいと う はあい 生活保護制度を利用している方は、税金や保険料、水道料金の減免制度を受けられる場合がありま ずんめんせいと う ひつよう しょてい まどぐち てつづ ひつよう す。減免制度を受けるためには、所定の窓口で手続きが必要です。

てつづ せいかつほ こじゅきゅうしょうめいしょとう ひつよう ばぁい ふくしじむしょ くゃくしょ ふくしか はっこう手続きのために生活保護受給証明書等が必要な場合は、福祉事務所(区役所の福祉課)で発行しま す。

種 類	て ラ ヺ まとぐち 手 続 き す る 窓 ロ		
じゅうみんぜい 住 民 税	< やくしょしぜい まどぐち 区役所市税の窓口 <n なんぶしぜいじむしょこじんかぜいか<br="" ほくぶ="">詳しくは北部・南部市税事務所個人課税課</n>		
こていしさんぜい 固定資産税	くやくしょしぜい まどぐち 区役所市税の窓口 くわ ほくぶ なんぶしぜいじむしょしきんかぜいか 詳しくは北部・南部市税事務所資産課税課		
こくみんねんきんほけんりょう 国民年金保険料	く やくしょほけんねんきんか 区役所保険年金課		
えぬえいちけーじゅしんりょう NHK受信料	RD		
上下水道料	くゃくしょ おうえんしつまた ほくぶ なんぶすいどうえいぎょうしょ 区役所くらし応援室又は北部・南部水道営業所		
し尿 処理手数料	く やくしょ おうえんしつまた はいきぶったいさくか 区役所くらし応援室又は廃棄物対策課		

#いかつあじょ じゅきゅう ようけん など げんめんせい と たいしょう じょうけん こと ※生活扶助を受給していることが要件となっている等、減免制度によって対象となる条件が異なりま せいかつほご じゅきゅう じょうきょう げんめんせいと たいしょう ばあいすので、生活保護を受給していても状況によっては減免制度の対象とならない場合があります。

ほごひ へんかん **保護費の返還について**

っき 次のような場合は、保護費を返還していただきます。

ほごひ へんかん 1 保護費の返還

8

さいていせいかつひ しゅうにゅう へんどう

〇最低生活費や収入の変動があったとき

せいかつじょう へんか しゅうにゅう そうか つき はじ じゅきゅう ほこ ひ おお ぶん 生活上の変化や収入の増加により、月の初めに受給した保護費が多くなったときは、多い分だけを返していただきます。

○資力がありながら、保護を受けたとき

きゅうはく じじょう はあい じっぱっ しりょく きんせん 急 迫 した事情などのため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、事後にその資力を金銭 か は こ ひ う きんがく じょうげん ふくしじむしょ へんかん ほうだい に換えて、保護費として受けた金額を上限として福祉事務所に返還しなければなりません。(法第63 とょう 条)

しりょく けんきんか すみ ちくたんとういん とと で 資力が現金化されたときは、速やかに地区担当員に届け出てください。

ふせいじゅきゅう ひょうちょうしゅう ばっそく 2 不正受給の費用徴 収と罰則

- は、その費用は徴収されます。不正受給の状況によっては、徴収される額に100分の40 を乗じて得た額以下の金額を加算して徴収される場合があります。(法第78条)
- (3) 事実と違う申請や不正な手段により保護費や就労自立給付金を受取ったときは、3年以下の ちょうえきまた まんえん いか ばっきん しょ ばぁい 後 役又は100万円以下の罰金に処せられる場合などがあります。(法第85条)

地区担当員(ケースワーカー)について

せいかつほど てきせつ じっし ちくたんとういん 生活保護を適切に実施するとともに、生活の変化に応じて保護費を適正に決定するため、地区担当員 (ケースワーカー)が定期的にご自宅を訪問します。

として自分たちで暮らしを支えていくにはどうしたらよいか、一緒に 考えます。

ち く たんとういん しゅひぎ む りようしゃ ひみつ かた また、地区担当員には「守秘義務」があります。そのため、利用者の秘密は固く守りますのでご安心

かていほうもん さい りようしゃ かた ばあい ふ ざ いれんらくひょう ふさい ※ 家庭訪問をした際、利用者の方が不在であった場合に「不在連絡票」を置くことがあります。「不在 nhらくひょう ちくたんとういん nhらくじこうとう きさい かなら ないよう かくにん 連絡票」には地区担当員からの連絡事項等が記載してありますので、必ず内容を確認してください。 れんらくひょう せいとう りゅう きょしつない た い こば ばあい ほ ご っ ※ 正当な理由がなく、居室内への立ち入りを拒む場合は、保護が受けられなくなることがあります。



みんせいい いん 10 民生委員について

こうせいろうどうだいじん いしょく こうむいん ひじょうきん とくべつしょく 民生委員とは、厚生労働大臣が委嘱する公務員で、さいたま市の非常勤の特別職となっています。 しゃかいほうし せいしん つね じゅうみん たちば た そうだん おう ひつよう えんじょ おこな ちぃき 社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うとともに、地域 じゅうみん ふく しこうじょう さまざま ふくしかつどう おこな 住民の福祉向上のため様々な福祉活動を行っています。

ふく し じ む しょ きょうりょくかんけい 福祉事務所との協力関係にありますので、お困りのことがありましたらお近くの民生委員にもぜ ひご相談ください。



せいかつこんきゅうしゃじ りつ しえんせいど

11 生活困窮者自立支援制度について

せいかっほ こ じりっ かた せいかっほ こ う いた せいかっ こんきゅう 生活保護から自立した方や、生活保護を受けることまでには至っていない方で、生活に困窮してい かた い か しょんせい と る方には、以下のような支援制度があります。

じゅうきょか く ほきゅうふきん

〇住居確保給付金

りしょくとうまた え きゅうぎょうとう けいざいてき こんきゅう じゅうきょ うしな また うしな 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を失った、又は失うおそれの高い たた きゅうしょくかつどうとう おこな じょうけん いっていきかん やちんそうとうがく じょうげん しきゅう 方に、求職活動等を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給します。

か け いかいぜんし えん

〇家計改善支援

がけい じょうきょう み か だいのう かいしょう かくしゅきゅうふせいど りょう む しえん さいむせいり かん 家計の状 況を「見える化」し、滞納の解消や各種給付制度の利用に向けた支援、債務整理に関する しえん かけいさいせいぶらん みずか ちから かけい かんり 支援などを「家計再生プラン」にまとめ、自らの力で家計を管理できるよう支援していきます。

いちじせいかつしえん

〇一時生活支援

いってい じゅうきょ も けいざいてき こま かた こんご しゅうろう あんてい せいかっ おく 一定の住居を持たず、経済的にもお困りの方で、今後、就労などにより安定した生活を送ることを め ざ かた たい いちじてき せいかっ ば しゅくはくばしょ ていきょう せいかっしぇん おこな 目指す方に対し、一時的な生活の場として宿泊場所の提供などの生活支援を行います。

がくしゅうしえん

〇学習支援

ではい がくしゅうしえんきょうしつ で がくしゅうしえん だ りょうしゃ がくしゅうしえんいん 市内で開催する学習支援教室において、子どもの学習支援をはじめ、他の利用者や学習支援員ら しょうりゅう いばしょ しんがく かん しえんなど こ ほこしゃ そうほう ひつよう しえん おこなと 交流できる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

しゅうろうじゅんびし えん

〇就 労準備支援

「しばらく仕事から離れている」など、すぐに仕事を始めることに不安がある方に、ビジネスマナー しゅうとく ば そ こ ん そう き ま る こうじょうとうしゅうろう ひつよう き そ のうりょく こうじょう しえん おこな の習得やパソコン操作のスキルの向上等就労に必要な基礎能力の向上のための支援を行います。

しゅうろうくんれん ちゅうかんてきしゅうろう

○就労訓練(いわゆる「中間的就労」)

すぐに一般企業などで働くことが難しい方を対象に、訓練として、就労体験や、支援付きの雇用 を提供します。

りょうしゃ のうりょく てきせい じょうきょう おう さくせい こべっ しゅうろうしえん ぶっくら む もと いっぱんしゅうろう む 利用者の能力や適性、状況に応じて作成した個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向しまる。 ちゅう ちょうき じっしけた支援を中・長期で実施します。

かくふくしじむしょ くやくしょふくしか しょざいち でんわばんごうおよ ふぁっくすばんごう 各福祉事務所(区役所福祉課)の所在地、電話番号及びFAX番号

がいしょう 名称	しょざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号	ふぁっくすばんごう FAX番号
にしくやくしょ ふくしか 西区役所 福祉課	にしくにしおおみや ちょうめ ばんち 西区西大宮3丁目4番地2	048-620-2654	048-620-2762
またくやくしょ ふくしか 北区役所 福祉課	またくみやはらちょう ちょうめ ばんち 北区宮原町1丁目852番地1	048-669-6054	048-669-6167
オガタやくやくしょ ふくしか 大宮区役所 福祉課	まおみやくきしきちょう ちょうめ ばんち 大宮区吉敷町1丁目124番地1	048-646-3054	048-646-3165
みぬまくやくしょ ふくしか 見沼区役所 福祉課	みぬまくほりさきちょう ばんち 見沼区堀崎町12番地36	048-681-6054	048-681-6162
ちゅうおうくやくしょ ふくしか 中央区役所 福祉課	ちゅうおうくしもおちあい ちょうめ ばん ごう中央区下落合5丁目7番10号	048-840-6054	048-840-6165
さくらくやくしょ ふくしか 桜区役所 福祉課	さくらくどうじょう ちょうめ ばん ごう 桜区道場4丁目3番1号	048-856-6164	048-856-6272
うらわくやくしょ あくしか 浦和区役所 福祉課	うらわくときわ ちょうめ ばん ごう 浦和区常盤6丁目4番4号	048-829-6124	048-829-6238
みなみくやくしょ ふくしか 南区役所 福祉課	みなみくべっしょ ちょうめ ばん ごう 南区別所7丁目20番1号	048-844-7164	048-844-7277
みどりくやくしょ ふくしか 緑区役所 福祉課	みとりくおおあざなかお ばんち 緑区大字中尾975番地1	048-712-1164	048-712-1270
いわつきくやくしょ ふくしか 岩槻区役所 福祉課	いわつきくほんちょう ちょうめ ばん ごう 岩槻区本町3丁目2番5号	048-790-0156	048-790-0265

